

令和 3 年 6 月 1 日現在

機関番号：14101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01464

研究課題名（和文）イギリスの租界返還政策と対中国構想

研究課題名（英文）Britain's restoration policy of Settlements and Concessions in China

研究代表者

古瀬 啓之（FURUSE, HIROYUKI）

三重大学・人文学部・准教授

研究者番号：70509174

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、中国におけるイギリスの租界返還政策について考察するものである。中国ナショナリズム運動が高まりを見せる1920年代において、イギリスは租界返還について検討していたが、その政策が具体化するのには1927年の漢口英国租界強制接收事件以降である。イギリスの租界返還政策は、租界行政権の段階的返還を基本とするものであり、そこでは租界毎に異なる方針がたてられた。その方針における基準は、租界が併合される中国現地の各都市における市政の行政システムの発展の度合いによるものだった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在、中国は目覚ましい経済発展を遂げつつあるが、それは主に旧租界地域の存した都市を拠点としたものである。そして上海や天津などに存した規模の大きいイギリス租界は、列強による帝国主義的な中国支配という側面から主に考察されてきたが、同時に、イギリス人が中国の発展の基盤となる近代的なインフラを整備した地でもあった。したがって、イギリス租界の歴史、ならびに、租界返還政策においてイギリスが残そうとしたシステムを、近代化という観点から歴史的に考察した本研究の成果は、現在著しい発展を遂げ、様々な方面で影響を増す中国の発展の理解に微力ながら貢献できるものと考えている。

研究成果の概要（英文）： This study examines Britain's restoration policy of Settlements and Concessions in China. Since the intensification of the Chinese Nationalism movement in the 1920s, the British Foreign Office pondered the restoration of British Settlements and Concessions, but the policy did not take shape until the Hankow Incident in 1927. The British policy was based on the gradual restoration of the administrative authority of Settlements and Concessions. The criterion for the restoration policy was founded on the level of development of municipal administration of each Chinese city in existing British Settlements and Concessions.

研究分野：国際政治史、外交史、外交構想、国際関係史

キーワード：イギリス租界 租界返還 イギリス外交 東アジア国際政治史 戦間期

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究が対象とする中国における外国人租界は、イギリスなどの列強諸国による中国支配の象徴の一つとされるが、他方、租界においては、租界内行政を担う近代的な統治機構が構築され、租界地域における道路、街頭、上下水道、病院、埠頭といった近代的なインフラ整備、及び管理運営を可能にしていた。

イギリス政府は、1920年代中盤以降、外国人統治の租界行政は時代遅れであるとの認識を示していたが、同時に、租界行政権を無条件に中国当局へ返還することにも反対していた。ここにおいて、中国の近代国家化、ならびにそのもとでの経済活動の拡大を対中政策の基軸とするイギリスが、租界返還を検討する際に中国近代化構想をベースとしていたと考えられる。これは、当該期のイギリス外交文書を読み解くうちに浮かびあがってきた観点であり、本研究はこの点について考察するものである。

2. 研究の目的

本研究では、両大戦間期のイギリス租界における行政権、租界行政、それによってもたらされた近代的な制度、そして租界返還に対するイギリス政府における認識、そして返還政策の内実、および、その背後にある対中構想を解明する。研究を行うにあたっては、申請者がこれまで明らかにしてきたイギリスの門戸開放政策が、その基軸として存在していた可能性を考慮に入れながら、考察を行っていく。

3. 研究の方法

研究を行うにあたっては、租界行政権返還に大きく関わる主要な事件を取りあげ、一次史料に基づき時系列に考察する方法をとった。考察対象は、1927年の漢口・九江租界返還交渉と上海共同租界の危機、次に、北伐完遂による国家統一を果たした中国国民党政府とイギリスの租界返還交渉、最後に、日本による中国支配傾向がさらに強まる1930年代中盤から1940年代前半におけるイギリスの租界返還政策といったものである。史料は、当該期のイギリス外交文書を中心に調査、収集を行った。研究計画当初は、中国の史料の調査も行う予定であったが、コロナ禍の影響で不可能となり、イギリス外交文書を基にした考察となった。史料調査は、イギリス外交文書閲覧のためのオンラインライセンスを購入した上で行った。

4. 研究成果

当該研究期間中は、コロナ禍により研究活動が制限されたこともあり、当初の研究計画を方法面において変更せざるを得なくなった。本研究は、外国での史料調査、収集がベースとなっており、イギリス、中国での史料調査を予定していたが、研究期間中、現地での史料調査は不可能となった。その代わりに両大戦間期のイギリス外交文書のオンラインライセンスを購入することにより、イギリスの外交文書による考察が可能となった。これにより、イギリス側の史料については、当初想定したよりも多くの史料へアクセスができるようになり、その結果、本研究を継続することが可能となった。以下、本研究で解明した点について述べていく。

イギリスの中国における租界返還政策は、1927年の漢口・九江英国租界強制接收事件をきっかけとして具体化する。1926年には国民党率いる北伐軍が中国統一を目指して広東を出発し、イギリスの勢力圏である揚子江流域に迫ったため、租界を含め既得権益について何らかの対応が必要であることが、イギリス外務省内でも、当該事件の起こる1927年以前には、強く意識されていた。そして、漢口、九江租界の強制接收という事態は、イギリスの想定外であり大きなインパクトを与えた。強制接收による租界返還という既成事実が成立してしまったことにより、租界返還を含め、イギリスは、中国における条約改正について全般的、かつ具体的な政策を打ち出さなくてはならなくなった。

その結果、イギリス外務省で形成されたのが、1927年にイギリス外務省極東部による条約手直し政策(Treaty Alteration Programme)である。これは、中国との条約の撤廃、改正へとすぐに向かうのではなく、まずは既存の条約の範囲内でイギリスの持つ既得権益を段階的に返還し、最終的に条約改正にいたるというものである。この政策の中に、租界返還政策が位置づけられ、具体的には租界行政権の段階的返還の方針がここで定められた。

ただし、中国に存する複数のイギリス租界には、規模、重要度に差があり、返還にあたってそれぞれ個別の対応が必要とされた。そして、本研究では、イギリスが、租界返還政策にあたって一つの基準を設けていたことが明らかになった。具体的には、租界返還において、上海市政、天津市政など、イギリス租界の存する中国諸都市の市政局が、イギリス租界行政を引きついで、有効に運営することができるかどうかという基準である。つまり、租界内外における行政システムの発展、および中国当局による運営能力のギャップが大きいか、小さいかによって、行政権返還

の可能性が判断されていたのであった。この基準に基づき、例えば、上海は、国際共同租界であることや、規模が非常に巨大であったことから、即時に中国現地の上海市政に返還することはできないとされたが、天津イギリス租界については、租界外における都市の近代化が進んでいるため、租界返還の可能性があるとされた。そして、1927年以降、北京政府との間で、天津租界返還交渉が行われたのであった。

上海租界ほどではないが、巨大な租界であった天津イギリス租界の返還交渉が中国側と実際に行われたことは注目すべきところであり、単に租界の大きさやイギリス権益の集中という観点のみだけではなく、租界内、外の行政システム、都市近代化の程度によって、その返還政策が検討されていたことを示すからである。つまり、これにより、イギリスが租界返還にあたって、単に過去に積み上げた既得権益の維持ではなく、都市の「近代化」という観点から租界返還政策を構想していたと指摘できるからである。これは、1927年に形成された「条約手直し政策」(Treaty Alteration Programme)に基づく租界返還政策として構想され、その後のイギリスの租界返還政策のベースとなっていく。

これにしたがい、複数あるイギリス租界行政の返還方法はそれぞれ異なったものとなっていく。まず先例となったのが、強制接収が為された1927年漢口イギリス租界の返還方法である。ここでは、すぐに漢口市政に併合するのではなく、暫定措置として租界地域を特別区として既存の租界行政を維持し、特別区行政への中国人の参加の比率を段階的に高め、最終的にその行政権を中国に返還し、現地の市政に併合させるというものであった。漢口租界を引き継ぐ特別区行政のトップには、中国政府から任命を受けた中国人が就任するとされた。したがって、租界内行政の決定については、最終的に中国政府の承認が必要となる形をとった。天津においても、特別区の設定、中国人の行政参加の増加という形での漸進的な返還政策がとられたが、特別区行政のトップは、あくまで租界内住民の代表者が就くという形となった。これは天津において、すでに返還されたドイツ、ロシア、オーストリアの旧天津租界における中国人による都市自治行政が順調に行われていないという判断からであった。いずれにせよ、それぞれの租界の存する都市の行政と租界内行政との発展の差という観点から、段階的な租界返還政策を形成していたのであった。1927年から1928年にかけての考察からは、このようなイギリス租界返還政策の原型が明らかとなった。

上述のように、1927年の中国国民政府による漢口英租界強制接収をきっかけに、イギリスは租界返還政策を本格化させるが、それは、租界内行政権の返還を段階的に行うものであり、その方針はその後とも変化はなかった。そして、租界毎にその返還の方法は異なるものであった。イギリスにとって、重要ではないと考えられた九江、鎮江などの租界については、早い段階で返還が行われたが、規模が大きく、多大な利益の存するイギリスの租界については、長期的な返還が検討されていた。上海は、巨大過ぎるため即時の返還は不可能とされたが、一方、天津については、1927年以降、具体的な交渉が北京政府との間で実施された。しかし、中国の政情は不安定であり、1928年の国民党による中国統一に伴う交渉主体の消滅等により、天津租界返還交渉は順調に推移しなかった。1928年に北京政府から国民政府にイギリスの交渉相手が変わった後にも、天津租界返還の交渉は試みられた。しかし国民政府側は、治外法権撤廃交渉を中心に据え、租界返還はそれに付随する形で解決されると考えており、租界内行政権の段階的返還により租界返還を目指したイギリスとの間に政策の相違が生じた。両国におけるこの相違が、1930年代の租界返還における英中間交渉のポイントとなっていく。

以上、一連のイギリスの租界返還政策から読み取れるのは、イギリスは、租界そのものではなく、イギリス人が発展させた「都市行政システム」の維持、運営能力を重視したことである。租界は、イギリス人が中国において経済活動をする拠点であり、多くのイギリス人が在住していた。イギリス人並びに外国人住民による租界行政権は、条約上の明確な根拠は無かったが、土地章程(Land Regulation)によって既成事実化された。租界においては、道路、電気、上下水道、街頭、病院等、近代的なインフラが整備され、門戸開放・機会均等原則に基づく経済活動が行われ、近代的な都市へと発展した。それを可能にしたのは、イギリス人ならびに外国人住民による租界行政であった。そして1920年代、国権回収を叫ぶ中国ナショナリズム運動が激しくなるに及び、イギリスは、租界の発展の基盤である租界行政を、中国人が担うことができるならば、租界の返還に応じるつもりだったのである。だが、イギリスは、長引く中国内乱と、中国における都市行政の未発達という事情から租界返還、つまり租界行政権返還の完遂にはしばらく時間が必要と判断し、段階的返還という方法をとったのであった。史料調査の結果、以上の点が明らかになった。

さて、本研究では、上述のように1940年代についても考察する予定であったが、コロナ禍での史料調査への障害等があり、史料調査は国内のものに限られ十分な検討ができなかった。また、1930年代後半から1940年代のイギリス外交文書のオンラインライセンス購入も検討したが、予算不足のため断念せざるを得なかった。今後、コロナ禍による海外への渡航制限が解除された際に、改めて現地での史料収集、調査を行い、1940年代のイギリスの租界をめぐる政策について考察を行いたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 古瀬啓之	4. 巻 37(2)
2. 論文標題 イギリスの条約手直し計画(treaty alteration programme)と租界返還政策1927	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 三重大学法経論叢	6. 最初と最後の頁 13-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------